

# 台風13号等の暴風雨による 災害からの農林業復旧の手引き

福島県いわき農林事務所

令和5年10月

項目別目次 (☆：補助事業)		ページ
I	相談窓口	
1	暴風雨等による被害からの農林業の復旧に関する相談	1
<農業関係>		
II	農業施設・機械等の修繕・導入等	
1	農地等に堆積した災害廃棄物の撤去等への助成 ☆	2
2	被災した農業者への助成 ☆	3
III	農地・農道・水路等の復旧	
1	農地の復旧 ☆	4
2	農業用施設の復旧 ☆	5
IV	制度資金・共済 (農業関係)	
1	農業共済に加入している方	6
<林業関係>		
V	森林被害・施設被害への対応	
1	森林において土砂崩れが発生している	7
2	所有林の立木が被災している ☆	9
3	保安林内の木が倒れている	10
VI	制度資金 (林業関係)	
1	災害等の被害に伴う資金繰りや経営再建に向けた資金	11
VII	共済 (林業関係)	
1	森林保険に加入している所有林が被災した方	12
VIII	参考：栽培・技術 (農業関係)	
1	水害被害後の対策について (水稲)	13
2	水害被害後の対策について (野菜等)	14

## 暴風雨等で被害を受け、技術・経営に関する相談をどこにすればよいですか

### 《概要》

被災後の経営や農林業の栽培技術対策などに関する相談先を設けています。  
なお、農業協同組合なども相談を受け付けています。

(農業関係) いわき農林事務所 農業振興普及部

(林業関係) いわき農林事務所 森林林業部

### 《留意点》

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝休日を除く）

### 《問い合わせ先》

担当部署	電話番号	担当分野
県庁 農業振興課 林業振興課	024-521-7339 024-521-7432	農業 林業
いわき農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0246-24-6154 0246-24-6191	農業 林業

農地等に堆積した災害廃棄物（農地に流入した土砂、農業用施設など）を撤去し処分するための支援はありますか

《概要》

農業経営を維持していくために必要な生産基盤である農地等を復旧するため、災害廃棄物の撤去等に係る経費を支援します。

I 土木的対策により土砂等を除去する復旧工事を行う場合

- 1 支援対象  
農地や農業用施設（農業用排水路等）に堆積した土砂等の撤去・運搬等に係る処理経費（工事費40万円/箇所以上）
- 2 事業主体  
県、市町村、土地改良区、JA等
- 3 対応事業  
災害復旧事業
- 4 国庫補助率  
農地50%、農業用施設65%  
市町村毎に農家1戸当たりの復旧事業費に応じて高率補助が適用されます。  
（自治体負担の起債分については、地財措置有り）

II 農地周りの水路等を地域共同で復旧活動を行う場合

- 1 支援対象  
損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等を地域共同で行う復旧活動に係る経費
- 2 事業主体  
多面的機能支払交付金交付対象組織
- 3 対応事業  
多面的機能支払交付金
- 4 国庫補助  
既に配分されている交付金の活用が可能

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
いわき農林事務所 農村整備部	0246-24-6181

被災した農業者のための支援はありますか。

1 農業等災害対策事業

水害の影響を受けた農作物の樹勢の維持・回復や農業施設等復旧の資材等の購入を支援

(1) 支援内容

- 農作物等生産確保対策事業  
追加防除するために必要な農薬の購入  
樹草勢を回復するために行う葉面散布等肥料の購入  
被害を受けた農作物の改植のための種苗の購入
- 農作物等施設復旧対策事業  
被害を受けたパイプハウス等の資材（骨材）の購入
- その他知事が必要と認めた事業  
土砂等の流入により収穫不能となった水田の土壌改良資材の購入

- (2) 事業実施主体：JA、農業者団体等  
補助率：県 1 / 3 以内、市町村 1 / 3 以内

2 農家経営安定資金（少災害資金）

自然災害により被害を受けた農業者等が農業経営の維持安定を図るための資金を融通

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
いわき農林事務所 農業振興普及部	0246-24-6160

## 土砂の流入や土壌の流失、畦畔の崩落など被災した農地の復旧への助成はありますか

### 《概要》

農地への土砂流入や耕土流出、水田の畦畔や畑の崩壊等の被災については、復旧費用が1か所当たり40万円以上であれば国の災害復旧事業の対象となります。

また、小規模な被災で復旧費用が40万円未満の場合でも、市町村単独事業等で復旧できる場合があります。

まずは、お住まいの市町村にご相談ください。

### 《留意点》

被災した農地を自分で復旧された場合など、事業の対象にならない場合があります。

### 《補助事業制度》

- ①国の災害復旧事業（基本補助率は50%ですが、激甚災害に指定された場合大幅にかさ上げされます。）
- ②市町村単独事業（一定の要件を満たす場合は、費用の一部を起債できます。）
- ③地域共同の取組（多面的機能支払や中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域では、その活動の中で復旧することができます。）

※詳しくは、お住まいの市町村役場におたずねいただくか、農林水産省や福島県ホームページをご覧ください。

《問い合わせ先》		
担当部署	電話番号	
いわき農林事務所 農村整備部	0246-24-6181	

**農道の崩落や水路の洗掘・土砂流入など被災した農業用施設の復旧への助成はありますか**

《概要》

農道の崩壊や水路の洗掘・土砂流入など農業用施設の被災については、復旧費用が1か所当たり40万円以上であれば国の災害復旧事業の対象となります。

また、小規模な被災で復旧費用や農業用水の確保などの応急対策費用が40万円未満の場合でも、市町村単独事業や県の補助事業等で復旧できる場合があります。まずは、お住まいの市町村にご相談ください。

《留意点》

- ・ 農業用施設の受益者は2戸以上です。個人単独の場合は対象となりません。
- ・ 被災した施設を自分で復旧された場合など、事業の対象にならない場合があります。

《補助事業制度》

- ①国の災害復旧事業（基本補助率は65%ですが、激甚災害に指定された場合大幅にかさ上げされます。）
- ②市町村単独事業（一定の要件を満たす場合は、費用の一部を起債できます。）
- ③地域共同の取組（多面的機能支払や中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域では、その活動の中で復旧することができます。）

※詳しくは、お住まいの市町村役場におたずねいただくか、農林水産省や福島県ホームページをご覧ください。

**《問い合わせ先》**

担当部署	電話番号	
いわき農林事務所 農村整備部	0246-24-6181	

農業共済に加入していますが、どこに相談すればよいですか

《概要》

福島県農業共済組合の共済事業に加入されている方で、被災された方には、契約内容に応じて共済金が支払われます。

詳しくは、同組合の本所又は支所へご相談ください。

《連絡先》

事務所	電話番号	ファックス番号
本 所	024-521-2715	024-523-1887
いわき支所	0246-24-1166	0246-24-1169

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
いわき農林事務所農業振興普及部	0246-24-6154



森林において土砂崩れが発生している場合、どこへ連絡すればよいですか

《概要》

森林において、土砂崩れを発見された場合は、いわき市林務課、各支所またはいわき農林事務所森林林業部へ、ご一報をお願いします。



《留意点》

- ・ 落石や崩壊の危険性があるため、近づかないようにしてください。

《補助事業制度》

- ・ 災害関連緊急治山事業：保安林※1, 2
- ・ 林地崩壊防止事業：普通林
- ・ 治山施設事業（県営）：保安林※1
- ・ 治山施設事業（市町村営）：普通林

※1 保安林に指定されているか、または指定が確実である必要があります。

※2 災害発生年に緊急に復旧整備を行う、公共の利害に密接に関係すること。

その他、人家2戸以上に被害が及ぶものなどが、補助の対象となります。

なお、土地の造成など人為的な原因によることが明らかなものは対象外となります。

【問合せ先】 いわき農林事務所 森林林業部

⇒ 問合せ先は、次ページをご覧ください。

## 相談窓口一覧表(森林林業関係)

### 《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
いわき農林事務所森林林業部	0246-24-6191
いわき市林務課	0246-22-1287
(株)日本政策金融公庫福島支店	024-521-3328
福島県森林組合連合会	024-523-0255

## 所有林の立木が被災した場合、支援はありますか

### 《概要》

今回の台風により、スギやヒノキなどの立木が倒れたり、折れてしまった被害森林において、被害木の除去や再造林する場合、補助制度を利用できる場合があります。

最寄りの森林組合または、いわき農林事務所森林林業部にご相談ください。  
なお、森林保険に加入されている方は、Ⅶ-1を参照してください。



また、森林が土砂と一緒に流出している場合は、Ⅴ-1を参照してください。

### 《留意点》

- ・被害木の除去に着手する前に、最寄りの森林組合または、各農林事務所森林林業部にご相談ください。
- ・倒木の処理は大変危険です。（森林組合など専門の業者にご相談ください。）

### 《補助事業制度》

森林環境保全整備事業  
森林環境基金森林整備事業

【問合せ先】いわき農林事務所 森林林業部

⇒ 問合せ先は、Ⅴ-1をご覧ください。

## 保安林内の木が倒れている場合、どうすればよいですか

### 《概要》

木が家へ倒れている、倒れかかっているなど危険な状態であれば、すぐ避難してください。

保安林はいろいろな制限がありますがほとんどの場合、伐採可能です。  
伐採許可等の手続きは、いわき農林事務所森林林業部へご相談ください。

なお、道路や家などに倒れかかるなど危険な場合（倒木）は、保安林であつても許可や届出は必要ありません。

ご自分で伐採するのは、大変危険です。  
専門業者の方（地元の森林組合等）へ頼むのが安全です。

くれぐれも、お一人で無理をなさらないようにしてください。

ご不明な点がございましたら、【問合せ先】へご連絡ください。

※ 保安林以外の森林で、倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合は、届出等の手続きは不要です。



※保安林には、写真のような標識が立っています。詳しくはいわき農林事務所森林林業部へご相談ください。

【問合せ先】 いわき農林事務所 森林林業部

⇒ 問合せ先は、V-1をご覧ください。



## 災害等の被害に伴う資金繰りや経営再建に利用できる資金はありますか

### 《概要》

災害等の被害に伴う資金繰りや経営再建に利用できる日本政策金融公庫の「農林漁業施設資金」と「農林漁業セーフティネット資金」についてお知らせします。

制度の種類	制度の内容
農林漁業施設資金 (災害復旧)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金(※1) ① 融資限度額: 負担額の80%又は1施設あたり300万円のいずれか低い額 ② 融資期間: 15年以内(うち据置期間3年以内) ③ 利率: 0.45~0.55%(R5.9.19現在)
農林漁業セーフティ ネット資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(※1) ① 融資限度額: (一般)600万円、(特認(※2))年間経営費等の12/12以内 ② 融資期間: 15年以内(うち据置期間3年以内) ③ 利率: 0.45~0.55%(R5.9.19現在)
(※1) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。 (※2) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。	
<b>【問合せ窓口】</b> (株)日本政策金融公庫 福島支店 電話番号: 024-521-3328	

**【問合せ先】** いわき農林事務所 森林林業部

⇒ 問合せ先は、V-1をご覧ください。

# 森林保険に加入している所有林が被災した場合、どのような手続きをすればよいですか

## 《概要》

火災、風水害等の気象災、噴火災による損害の程度（損害面積、損害率等）により被保険者に保険金が支払われます。

災害後に現地に入れなため、損害区域や被害の度合いなど、森林の被害が具体的に分からない場合でも、損害の発生が疑われる場合は、契約の申し込みをした森林組合または福島県森林組合連合会にお知らせください。

## 《保険金請求の手続き》

### ステップ1：災害発生の連絡

災害が発生した際には、すぐに契約の申し込みをした森林組合等へお知らせください。その後、森林保険損害発生通知書を提出していただきます。



### ステップ2：現地調査の立会い

損害の確認のため、現地の調査を行いますので、立会いをお願いします。



### ステップ3：保険金支払請求書の提出

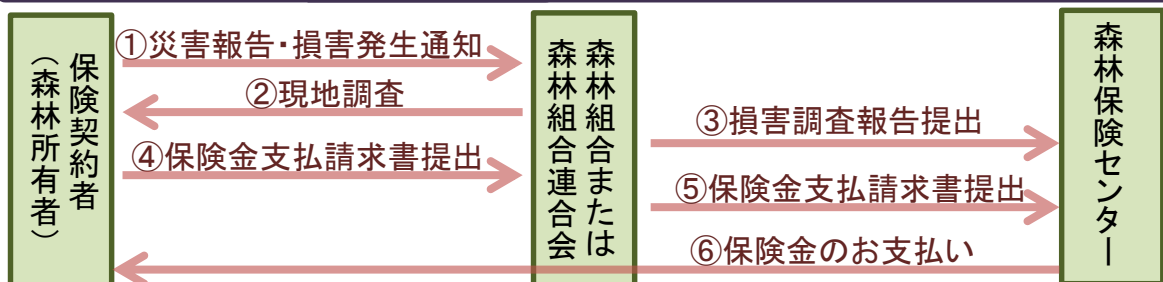
森林組合等が作成する保険金支払請求書の内容を確認し、必須事項を記入、捺印の上保険金支払請求書を提出してください。



### ステップ4：保険金の受取り

保険金が支払われます。

## 保険金の受取までの手続き



【問合せ先】 最寄りの森林組合、福島県森林組合連合会

⇒ 問合せ先は、V-1をご覧ください。

**緊急!****水害被害後の対策について(水稻)**

9月8日から9日にかけて降水量が194mm(アメダス 山田)に達する大雨となった影響で、いわき市南部を中心に水稻では冠水や土砂流入、倒伏などの被害が発生しています。品質維持や土の混入を防ぐために以下のことに注意して収穫・乾燥・調製を行ってください。

**今後の技術対策**

- 1 浸水・冠水した場合は、速やかに排水対策を実施し地耐力の向上を図り、早期に刈り取りを行ってください。  
※今年はお穂以降、概ね高温で推移したため、天のつぶ・コシヒカリはすでに刈り取りができる積算気温になっています。
- 2 倒伏した場合は速やかに株起こしを実施し、穂発芽させないようにしましょう。なお、株元が損傷している場合は、隣接する株の上に穂をのせる程度としてください。
- 3 浸水・冠水、土砂流入等のほ場では、刈り取り作業前にほ場内を点検し、流木や石等の異物を取り除いてください。
- 4 倒伏や冠水被害の程度により、刈り分けを実施しましょう。土が混入しないように注意して刈り、区分して乾燥・調製を行ってください。また、ほ場内の土砂流入箇所や崩落箇所へは、危険ですので決して近づかないようにしましょう。
- 5 乾燥・調製は丁寧に行い、特に品質を確保するために色彩選別機等を積極的に活用してください。

**《問い合わせ先》**

担当部署	電話番号
いわき農林事務所農業振興普及部(地域農業推進課)	0246-24-6161

**緊急!**

## 水害被害後の対策について(野菜等)

### 1 ほ場での排水対策

- ほ場の停滞水は、溝切りやポンプ等で速やかに排水してください。
- 根を切らないように、ぬかるむほ場内に無理に入らないでください。
- 施設内の湿度は、長時間締め切っていたことにより高まっているため、天候が回復次第、換気に努めましょう。
- 通路部に土砂が流入した場合は、出来る限り堆積した土砂をほ場外に持ち出し、通気性の確保のために、乾燥後に通路表面を浅く耕起しましょう。
- 可食部が冠水した果菜類や葉茎菜類は、衛生確保のために出荷を控えましょう。茎葉に泥土が付着している場合は、光合成能力の回復や衛生確保のために、動力噴霧機などにより水をかけて洗い流し、適切な薬剤散布を行いましょう。
- マルチを行っている畝が浸水した場合、マルチ下の土壤水分が過多となりやすいので、マルチを一時的にはいで畝を乾燥させましょう。

### 2 殺菌剤の散布

- 冠水ほ場は作物が弱り、病害にかかりやすくなっているため、直ちに薬剤による防除を行いましょう。
- 併せて、作物に付着した泥土を洗い流しましょう。  
＜散布薬剤例：作物内に浸透する、かつ、対象が広い剤＞別紙参照  
※散布できる作物か、必ずラベルを確認してください。



### 3 草勢回復の促進

- 根傷み等により、草勢が低下しているため、以下の対策で草勢の回復に努めましょう。
  - ① 根を動かすために、酸素資材（MOXなど）や、発根促進剤（チャンス液）を施用しましょう。
  - ② 根からの養分吸収が低下するため、葉面散布（メリット黄など）を行いましょう。
  - ③ 著しく草勢が低下している場合は、摘果を行い、作物への負担を軽減しましょう（トマト、きゅうりなど果菜類）。

### 4 トマト

- 浸水した場合は、施設の換気やマルチ除去により土壌の乾燥を図り、通気性の確保を早急に行いましょう。
- 莖葉に付着した泥や木くず等は、動力噴霧器できれいな水を用いて洗い流すとともに、疫病、灰色かび病及び葉かび病等の防除を行いましょう。
- 損傷を受けた果実や裂果等の不良果の摘果を行い、着果負担を減らし、草勢の維持を図りましょう。
- 液肥のかん注や窒素入り葉面散布剤を施用し、草勢の維持・回復を図りましょう。ただし、摘芯後の施肥は行わないようにしましょう。

### 5 ねぎ

- 浸水した場合は、排水後の土壌の乾燥を待ち中耕を行い、通気性の確保を行いましょう。
- 病害感染の拡大抑制のために、べと病、さび病及び黒斑病等の防除を行いましょう。
- 倒伏したものは直ちに起こし、再度土寄せを行いましょう。
- 中耕時には速効性肥料を追肥し、草勢の回復を図りましょう。

## <水害後に散布する薬剤例>

### ○トマト（収穫前日まで使用できる薬剤）

薬剤系統	農薬名	適用病害	希釈倍数	散布液量 (L/10a)	使用回数
1	ベンレート 水和剤	灰色かび病、葉かび病	2000～ 3000倍	100～300	5回以内
1、10	ゲッター水和剤	灰色かび病、葉かび病	1000～ 1500倍	100～300	5回以内
11	ファンタジスタ 顆粒水和剤	灰色かび病、 葉かび病、すすかび病	2000～ 3000倍	100～300	3回以内

### ○ミニトマト（収穫前日まで使用できる薬剤）

薬剤系統	農薬名	適用病害	希釈倍数	散布液量 (L/10a)	使用回数
1	ベンレート 水和剤	灰色かび病、葉かび病	2000～ 3000倍	100～300	3回以内
1、10	ゲッター水和剤	灰色かび病、葉かび病	1500倍	100～300	3回以内
11	ファンタジスタ 顆粒水和剤	灰色かび病、 葉かび病、すすかび病	2000～ 3000倍	100～300	3回以内

### ○ねぎ

薬剤系統	農薬名	適用病害	希釈倍率	散布液量 (L/10a)	使用回数	使用時期等
M1	ヨネボン 水和剤	軟腐病、べと病、さび病、 黒斑病	500倍	100～300	4回	収穫7日前まで
P7	アリエッティ水 和剤	疫病、べと病	800倍	100～300	3回	収穫3日前まで
M5	ダエニール 1000	べと病、さび病、黒斑病、 小菌核腐敗病	1000倍	100～300	3回	収穫14日前まで
11	アミスター20 フロアブル	べと病、さび病、黒斑病	2000倍	100～300	4回	収穫3日前まで
11	メジャーフロア ブル	黒腐菌核病、黒斑病、 さび病、べと病、白絹病、 小菌核腐敗病	2000倍	100～300	3回	収穫前日まで

#### 《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
いわき農林事務所農業振興普及部（経営支援課）	0246-24-6162